

議員提出議案第3号

原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成23年9月27日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	横	山	元	栄
賛成者	南相馬市議会議員	渡	部	寛	一
〃	〃	小	林	正	幸
〃	〃	志	賀	稔	宗
〃	〃	奥	村	健	郎

原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における放射能事故から半年が過ぎた今日も、いまだに多くの住民が避難生活を余儀なくされ、生活再建の見通しも立たない状況にある。このような経済的、精神的にも限界の状況の中で、9月12日、東京電力（株）の原発事故損害賠償に関する請求手続きが開始された。

この請求書は、放射能汚染により居住困難になった建物や土地などの財産価値減少による賠償や除染費用等が明記されておらず、請求書及び説明資料とも膨大であり被災者の書き易さよりも東京電力（株）の負担を軽減することが念頭におかれており、被災者に多大な労力を強いる内容となっている。

その上、領収書などの関係書類の提出も義務付けられており、資料が被災者の手元に残らない仕組みになっている。後に請求手続きが発生した場合、証明困難となり泣き寝入りを余儀なくされる可能性がある。

更に、加害者である東京電力（株）が被害者である住民に銀行などの金融機関に情報の開示を認める同意書を求めていたり、請求は1回限りとすることなど、その内容は到底被災者の立場に立ったものとは言い難い。

よって、国は被災者救済の原点に立ち、東京電力（株）に対し下記事項について指導されることを強く要請する。あわせて、法的専門家による損害賠償手続きの支援を国が直接講ずることを要請する。

記

- 1 原発被災損害賠償請求手続き書類はもっと簡略化すること。
- 2 同意書（提出用）にある金融機関等の情報開示は求めないこと。
- 3 補償金請求書（提出用）「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとすること」の確認事項を削除すること。
- 4 原発被災損害賠償請求手続きは被災者の立場に立って行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月27日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

経済産業大臣 様

内閣府特命担当大臣（原発事故の収束及び再発防止担当） 様